

本山町障害者活躍推進計画

機関名	本山町（町長部局）
任命権者	本山町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
本山町における障害者雇用に関する課題	<p>本山町は、職員数が少なく小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>令和元年6月1日現在では、法定雇用率を満たしていないため、令和2年度以降も、障害者の積極的な採用を実施する必要がある。</p> <p>本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場環境づくりに取り組むことが重要である。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>○計画期間内に法定雇用率の達成を目指す。</p> <p>（評価方法） 毎年の任免状況通報による把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を生じさせない</p> <p>（評価方法） 毎年の任免状況通報による把握・進捗管理</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者である職員の相談窓口を設置する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○障害者就業・生活支援センターの相談員等と協議し、個々の障害者の特性にあった職務の洗い出しを行い、負担なく遂行できる職務の選定・創出に努める。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○人事評価の面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>